

○議長（小林哲雄）

日程第１６ 発議第３号 地震財特法の延長等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を提出議員に求めます。

菊川敬人議員。

○１番（菊川敬人）

それでは、提案理由を申し上げます。東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されている開成町としては、住民の生命、身体等を保護するため、地震対策を鋭意進めてきているが、いまだ十分ではありません。そのため、平成２７年３月３１日までとなっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限の延長、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」に基づく国の支援拡充を求めるため、国に対して意見書を提出することを提案いたします。

それでは、意見書の朗読を行います。

発議第３号 地震財特法の延長等に関する意見書の提出について。上記議案を別紙のとおり、開成町議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

平成２６年９月４日提出。提出者、開成町議会議員、菊川敬人。

賛成者、開成町議会議員、下山千津子。賛成者、同じく茅沼隆文。賛成者、同じく井上宜久。

それでは、次のページをお開きください。地震財特法の延長等に関する意見書(案)。

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係公共団体は、地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。この計画は、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されたものだが、平成２６年度末で期限切れを迎える現在もなお、実施すべき事業が数多く残されている。また、東日本大震災をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、緊急輸送道路・消防用施設の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じている。

さらに、近年では、南海トラフ地震及び首都直下地震に係る被害想定等も発表され、それぞれの地震を対象とした特別措置法が施行されたところではあるが、地方公共団体が行う地震防災対策事業への二法に基づく国の支援は十分とはいえない。

よって政府は、地震対策緊急整備事業計画の根拠となる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」について、有効期間の延長を図られること、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」に基づく国の支援について拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年９月、日。衆議院議長、伊吹文明様。参議院議長、山崎正昭様。内閣総理大臣、安倍晋三様。総務大臣、高市早苗様。財務大臣、麻生太郎様。文部科学大臣、

下村博文様。厚生労働大臣、塩崎恭久様。農林水産大臣、西川公也様。国土交通大臣、太田昭宏様。内閣府特命担当大臣（防災）、山谷えり子様。消防庁長官、坂本森男様。林野庁長官、今井敏様。水産庁長官、本川一善様。

神奈川県開成町議会、議長、小林哲雄。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑、ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

発議第3号 地震財特法の延長等を求める意見書の提出について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。

意見書の案の字を消してください。

日程第17 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。法令等研修のため、お手元にお配りしているとおり派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、議員を派遣することに決定いたしました。なお、議員派遣に変更がある場合は、議長にご一任願います。

以上もちまして、本9月会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時30分 散会